

世帯分離によるみなし応急仮設住宅への入居に係る基準

みなし応急仮設住宅の申込みは、原則1世帯につき1住居としてきたが、1R、1K、1DK、1LDKの物件であり、かつ、以下の基準を満たす場合には、世帯を分離して複数の住宅を申し込むことを可能とする。

記

1 家賃

- (1) 対象世帯が4人以下である場合、家賃の合計が1か月あたり6万円以下であること。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではない。

【例】世帯人数が3人の場合

入居者	住 宅	家賃	家賃合計
A, B (2名)	〇〇ハイツ 201 号室 (1DK)	35,000 円	60,000 円
C (1名)	□□荘 102 号室 (1K)	25,000 円	

- (2) 対象世帯が5人以上（乳幼児を除く）である場合は、家賃の合計が1か月あたり9万円以下であること。

【例】世帯人数が5人（乳幼児を除く）の場合

入居者	住 宅	家賃	家賃合計
A, B, C (3名)	〇〇コーポ 301 号室 (1LDK)	45,000 円	90,000 円
D, E (2名)	〇〇コーポ 302 号室 (1LDK)	45,000 円	

- 2 礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、入居時修繕負担金借上げ住宅ごとに、平成28年熊本地震における民間賃貸住宅借上げ実施要領（以下「実施要領」という。）3（1）の規定により県（被災者が当該災害時に熊本市に居住していた場合には熊本市）が負担する。

3 申込方法

申し込む物件ごとに必要書類を揃え、同時に申し込むこと。

4 その他

- ・入居対象者、借上げ住宅の条件、入居者の負担、入居期間、提出書類等については、実施要領のとおりとする。
- ・申込者は、世帯を分離して入居せざるを得ない理由（世帯に見合った広さの物件が見つからない等）を別添の申立書に記載して、申込書とともに提出するものとする。
- ・既にみなし応急仮設住宅の提供を受けている者は、世帯分離による入居を申し込むことはできない。